

（新築される方）

ぎふの木で家づくり支援事業

構造材（柱や梁など）又は内装材に
岐阜県産材を使用した方に対して助成します！

- ・ 県内新築タイプ
- ・ 県外新築タイプ

Q & A

制度に関するご質問と回答・・・・・・・・・・ 1

- ・ 事業の説明
- ・ 対象とする木材について
- ・ 内装材の使用要件について
- ・ 県外の住宅への助成について
- ・ 申込から補助金交付までの手続きについて
- ・ その他

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

令和7年度版

岐阜県林政部県産材流通課

【制度に関するご質問と回答】

【事業の説明】

Q 1 どのような事業なのでしょう？

住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として、「ぎふ証明材」または「ぎふ性能表示材またはぎふ証明材かつJAS製品（以下「性能表示材等」という）」を新築する住宅の構造材・内装材に一定量以上使用した住宅の建築主に対し、岐阜県から補助金を交付する事業です。県内へ移住定住する方への支援についても行っています。

県外に新築する住宅については、県内の補助条件に加え、岐阜県産材住宅のPR（ホームページへの掲載、SNSによる発信、構造見学会完成見学会の実施）にご協力いただくことが条件となります。

補助のタイプは下記の3つがあります。

■新築住宅の助成

- ① 県内新築タイプ
- ② 県外新築タイプ

■住宅のリフォームの助成

- ③ 県内改修タイプ
(詳細は別冊の改修Q&Aを参考にしてください)

Q 2 どんな人が対象になるのでしょうか？

下記の条件をすべて満たす住宅の施主が補助の対象となります。

※住宅の工事完了日から起算して60日以内に交付申請を行う必要があります。詳細はQ 2 5をご確認ください。

■県内・県外新築タイプ

- ・自らまたは家族が居住するための住宅
- ・県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する「ぎふの木で家づくり協力工務店」、又は当事業実施後に「ぎふの木で家づくり協力工務店」の認定を受ける施工工務店等が建設する住宅（協力工務店についてはQ 3 4参照）
- ・前年度の2月1日から当該年度の1月31日までに工事が完了する住宅
- ・県が実施する構造材・内装材に関する他の補助金や利子補給を受けない住宅
- ・補助のタイプごとに定められた県産材使用要件を満たす住宅

※県外新築タイプのみ

- ・補助住宅の申込をした年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、施工工務店等が見学会（構造見学会または完成見学会）またはホームページ等を活用した広報により、岐阜県産材のPRを実施する住宅

Q3 タイプごとの県産材使用要件は何でしょうか？

内装材のみの申請はできません。構造材と併せて申請してください。

■県内新築タイプ

○構造材使用要件

「性能表示材等」を構造材に80%以上使用すること。

○構造材要件に加え、内装に県産材を使用する場合

「ぎふ証明材」または「性能表示材等」を内装材に使用すること。

■県外新築タイプ

○構造材使用要件

「性能表示材等」を構造材に80%以上使用すること。

○構造材要件に加え、内装に県産材を使用する場合

「ぎふ証明材」を内装材に使用すること。

補助要件の対象となっている部材（参考資料1、5）

【構造材】土台、束、大引き、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木

【内装材】住宅内部の床・壁・天井に内装仕上げとして使用する部材(床板、壁板、天井板、塗り壁材等)

Q4 補助金の額はいくらかでしょうか？

■県内新築タイプ（最大32万円） 《※併用あり（最大17万6千円）》

○構造材と内装材の県産材使用量に応じて下記①又は①と②の合計額を助成

①構造材

「性能表示材等の使用量(m^3) $\times$ 2万円/ m^3

②内装材

「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」の使用量(m^2) $\times$ 2千円/ m^2

助成額：上限30万円～下限15万円 《※併用あり：上限16万5千円～下限8万2千円》

○内装材の性能表示材等加算（上記に加え、内装材に性能表示材等を使用した場合に加算）

「性能表示材等」の使用量(m^2) $\times$ 400円/ m^2 （上限50 m^2 ）

助成額：上限2万円 《※併用あり：上限1万1千円》

■県外新築タイプ（最大20万円） 《※併用あり（最大11万円）》

○構造材と内装材の県産材使用量に応じて下記①又は①と②の合計額を助成

①構造材

「性能表示材等の使用量(m^3) $\times$ 2万円/ m^3

②内装材

「ぎふ証明材」及び「性能表示材等」の使用量(m^2) $\times$ 2千円/ m^2

助成額：上限20万円～下限15万円 《※併用あり：上限11万円～下限8万2千円》

◆国補助金等との併用ありの場合

当該補助金とは別に国補助金等を受ける場合（併用あり）は、併用なしの場合の55%の額（上記《》内の額）が補助金額となります。（参考資料⑥ 申請書類の記載例参照）

Q 5 分譲住宅・建売住宅は対象になりますか？

工事完了日から起算して60日以内に売買契約を締結し、申請ができる住宅は対象となります。
※詳しくは「県産材流通課」までお問合せください。

Q 6 店舗併用住宅は対象になりますか？

店舗併用住宅の場合、居住部分の構造材・内装材が県産材使用要件（Q3）を満たしている場合、補助の対象となります。それぞれの算定方法は下記のとおりです。

■構造材使用量

建物全体の構造用木材総使用量を、建物全体の延床面積に占める居住面積で案分します。

（例）構造材総使用量 18m^3 、延床面積 120m^2 （うち居住面積 80m^2 ）

・構造材総使用量： $18\text{m}^3 \times (80\text{m}^2 \div 120\text{m}^2) = 12\text{m}^3$

■内装材使用量

居住部分に使用した内装材使用量を納品書から算定します。納品書から算定が困難な場合は、建物全体の内装材総使用量を、建物全体の内装木質化面積に占める居住部分の内装木質化面積で案分します。

Q 7 インナーガレージは除外する必要がありますか？

インナーガレージも居住部分と同等の補助対象とし、延べ面積から除外する必要はありません。

【対象とする木材について】

Q 8 ぎふ証明材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ証明材」とは、岐阜県が推進する「岐阜証明材推進制度」（参考資料2）により、合法性の証明された県産材をいいます。

「ぎふ証明材」を取り扱う登録事業者は、県産材流通課のホームページで確認することができます。（→ 『岐阜証明材推進制度』で検索）

Q 9 ぎふ性能表示材とはどのような木材なのでしょうか？

「ぎふ性能表示材」とは、JAS制度に準じて岐阜県が定めた、乾燥度合い、強度、寸法などの測定・表示基準を満たしたぎふ証明材です。（参考資料3）

岐阜県では、安心・安全な家づくりのために、品質・性能が確かな木材製品（ぎふ性能表示材）の使用を推進しています。

Q10 JAS（日本農林規格）製品とは？

「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）に基づく「日本農林規格（JAS（ジャス））」として、製材、集成材、合板、フローリング、CLT（直交集成板）等の規格が定められており、JAS制度では、登録認証機関から製造施設や品質管理及び製品検査の体制等が十分であると認証された者（認証事業者）が、自らの製品にJASマークを付けることができるとされています。

◎「JAS制度の概要」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/jas.html>』

◎「JAS認定工場名簿」についてはこちら→『<http://www.jlira.jp/data/factory.html>』

この事業で対象となるJAS製品は、製材、集成材のうち下表の製品です。

部材名	JAS製品の区分
構造材（横架材）	機械等級区分構造用製材、構造用集成材
構造材（横架材以外）	機械等級区分構造用製材、人工乾燥構造用製材、構造用集成材
内装材	人工乾燥造作用製材、造作用集成材

Q11 県産材ですが合法性が証明されているかどうか分からない木材がありますが、対象になりますか？

県産材であっても「ぎふ証明材」（合法性の証明された県産材）又は「ぎふ性能表示材」であることを確認できる資料がなければ対象となりません。（Q8・Q9参照）

Q12 使用する木材が「性能表示材等」であるかどうかの確認はどうすればよいでしょうか？

■「ぎふ性能表示材」は・・・

「岐阜証明材推進制度」により、県に登録した推進事業者が発行する出荷伝票や納品書等に「ぎふ性能表示材」と記載されているため、確認することができます。

※認定工場とセンター会員工場は、ぎふ性能表示材認証センターのホームページで確認することができます。

（→『ぎふ性能表示材』で検索 <http://www.g-ninsho.com/>）

■「JAS製品」は・・・

製材工場の出荷証明書等により確認することになります。また、併せて「ぎふ証明材」であることを確認できる資料が必要です。

※JASの出荷証明書等に「ぎふ証明材」であることを明記していただいてもかまいません。（Q10参照）

Q13 丸太梁やたいこ材もぎふ性能表示材でなくてはいけませんか？

丸太梁、そま角、たいこ材等「ぎふ性能表示材」又は「JAS製品」の対象にならない形状の構造材や、強度測定できないサイズの構造材等については「ぎふ証明材」であれば「ぎふ性能表示材」として取り扱ってよいものとします。

【内装材の使用要件について】

Q 1 4 内装材使用面積の計算はどうすればよいのでしょうか？

工務店・建築士等が作成する図面を参考に、補助の対象となる内装仕上げ材の納品量から内装材使用面積を計算してください。

■床を内装木質化したときの例

(例) 床材(18mm×20cm×3.0m)を100枚使用した場合
(1枚当たりの単面積)×(枚数)=(内装木質化面積)
(0.2×3)m²×100枚=60m²

※「内装木質化した箇所が分かる図面」を併せて添付してください。(Q15参照)

■納品量と実際に内装に使用した量が異なる場合

実際に使用した数量で内装材使用面積を計算してください。

(例) 天井板を60枚仕入れて、50枚のみ住宅内部使用した場合
→天井板50枚で内装材使用面積を計算

※実際使用した数量がわかるよう、納品書にメモ書き等でわかるようにしてください。

Q 1 5 「内装木質化した箇所が分かる図面」とはどのようなものなのでしょうか？

「内装木質化した箇所が分かる図面」とは、平面図や展開図等に内装木質化を行った箇所を色付けしたものです。展開図等がなければ、手書きの図面や写真に色付けしたものも認めます。なお、寸法、面積計算式を記載してください。(参考資料4参照)

※原則、内装木質化を行ったすべての箇所を明記してください。壁板・収納(押入れ)の場合は、展開図だけでなく、平面図にも明記してください。

Q 1 6 板材の厚さに条件はあるのでしょうか？

対象とする部材の厚さは概ね10mm以上とします。また、合板等の複合材の場合は、表面に概ね3mm以上の厚さの「ぎふ証明材」が現れていれば対象とします。

Q 1 7 収納(押入れ)の内装も対象になるのでしょうか？

居住スペースと同様に床板、壁板、天井板が対象となります。

Q 1 8 窓枠、階段の部分は対象となりますか？

窓枠は対象とします。

階段は、水平部分(踏み板)及び垂直部分(蹴上板)の面積を対象とします。

(参考資料5の写真③④)

Q 1 9 造り付けの棚や家具も対象になるのでしょうか？

造り付けの棚、家具類は対象としません。

Q 2 0 塗り壁材やストランドボードは対象になるのでしょうか？

主原料に「ぎふ証明材」を使用した製品であれば対象とします。
その場合、ぎふ証明材が主原料であることがわかるカタログ・チラシ等のコピーを添付していただくことがあります。

Q 2 1 天井板と続きになっている軒裏は対象になりませんか？

住宅の内部（居住スペース）に使用した内装仕上げ材を対象としているため、軒裏は対象としません。内装以外に使用した部材が納品書に含まれている場合は除いて計算してください。

【県外の住宅への助成について】

Q 2 2 県外で新築する住宅について申請する場合、県内と違う点は何ですか？

県外で岐阜県産材をPRいただくことを目的としています。
そのため、県外で新築する住宅については、施工工務店等による見学会（構造見学会または完成見学会）または、施工工務店等が管理するホームページ等やSNSで広報を実施することが申請の条件となっています。
なお、県外に関する申請書類等は全て、岐阜県林政部県産材流通課へ提出してください。

■ホームページやSNSを活用した広報について

＜掲載内容基準＞

レイアウト等はお任せしますが、下記の①～⑤の内容を掲載してください。

- ①住宅の写真（施工中でも可）を載せること
- ②「岐阜県産の木材を使った」旨の文言を入れること
- ③「ぎふの木で家づくり支援事業を申請する」旨の文言を入れること
- ④特段の事情がない限り、県が見学会または広報の実施を確認する為、掲載を当該年度3月末まで削除しないこと
- ⑤ホームページを活用した場合
記事等に「ぎふの木で家づくり支援事業トップページのリンク（下記）」を貼ること
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8700.html>
SNSを活用した場合
「#ぎふの木の家」のハッシュタグを付けて投稿すること

※「交付申請書」の提出時にPRを未実施の場合は、当該年度の3月15日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに実施報告書を提出すること

【申込から補助金交付までの手続きについて】

Q 2 3 申請枠登録制度とは何ですか？

当事業の補助を受けるためには、工事完了後に「補助金交付申請」を行う必要があります。
「申請枠登録制度」とは、交付申請の枠を工事完了前に登録しておくことができる制度です。
申請枠登録を行っておけば、募集棟数又は予算の上限に達した後でも補助金の交付申請ができます。いわば、補助金交付申請の事前予約です。
なお、申請枠登録は任意の申し込みですので、申請枠登録を行っていない場合でも、募集棟数、及び予算の上限に達していなければ補助金の交付申請が可能です。

Q 2 4 申請枠登録の申込受付期間はいつからいつまででしょうか？

「申請枠登録」は、建築確認済証交付日（建築確認が不要な住宅は、建築工事届提出日）から工事完了日までの間に申し込むことができます。（※交付申請受付期間とは締切日が異なるのでご注意ください）

受付期間は『当該年度の4月10日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）～9月30日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）まで』です。

令和7年度の「申請枠登録」申込受付期間
令和7年 4月10日（木）～令和7年 9月30日（火）

Q 2 5 交付申請受付期間はいつからいつまででしょうか？

「交付申請」は、住宅の工事完了日から起算して60日以内に行う必要があります。
受付期間は『当該年度の4月10日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）～1月31日（閉庁日の場合はその直後の開庁日）まで』です。

令和7年度の「交付申請書」申請受付期間
令和7年 4月10日（木）～令和8年 2月2日（月）

※工事完了日が前年度の2月中である場合は、当年度の4月30日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）までが提出期限となっています。

※工事完了日の定義について

- ・完了検査（建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項）が必要な住宅については、検査済証交付日とします。
- ・完了検査が不要な住宅については、施工工務店等が作成する工事完了日を明記する書類に記載する工事完了日とします。（例：工事完了報告書（様式第6号）、工事完了引渡証明書等）

※工事完了日から起算して60日目が開庁日（土日祝日）の場合

開庁日の『直前の開庁日』を申請受付期限とします。

（例）工事完了日：令和7年5月1日（木）→60日目：令和7年6月29日（日）

⇒申請受付期限：令和7年6月27日（金）

Q 2 6 添付資料に通帳等の写しとあるが、ネットバンキングの場合どうしたらよいのでしょうか？

ネットバンキングの場合、通帳等の写しと同様に、銀行名（支店名）、名義人名「漢字」「カタカナ」、口座番号等が分かる口座情報ページを印刷して提出してください。

Q27 申請書類はどこに提出すればよいでしょうか？

住宅の建築場所によって、書類（「申請枠登録」「交付申請」）の受付機関が異なります。
必要な申請書類は県のHP（「ぎふの木で家づくり」で検索）に掲載しています。

【受付機関】

建築する場所	受付機関	連絡先
岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 北方町、岐南町、笠松町	岐阜農林事務所 林業課	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館内 TEL 058-214-7408 FAX 058-215-7034
大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 安八町、輪之内町	西濃農林事務所 林業課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 TEL 0584-73-1111 FAX 0584-73-8606
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐農林事務所 林業課	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内 TEL 0585-23-1111 FAX 0585-22-6725
関市、美濃市	中濃農林事務所 林業課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内 TEL 0575-33-4011 FAX 0575-33-4060
郡上市	郡上農林事務所 林業課	〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎内 TEL 0575-67-1111 FAX 0575-67-0961
美濃加茂市、可児市、 坂祝町富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町	可茂農林事務所 林業課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1 可茂総合庁舎内 TEL 0574-25-3111 FAX 0574-28-5301
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃農林事務所 林業課	〒507-8708 多治見市上野町5丁目68-1 東濃西部総合庁舎内 TEL 0572-23-1111 FAX 0572-23-9440
中津川市、恵那市	恵那農林事務所 林業課	〒509-7203 恵那市長島町正家1067-71 恵那総合庁舎内 TEL 0573-26-1111 FAX 0573-25-1501
下呂市	下呂農林事務所 林業課	〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 下呂総合庁舎内 TEL 0576-52-3111 FAX 0576-52-1483
高山市、飛騨市、白川村	飛騨農林事務所 林業課	〒506-8688 高山市上岡本町7丁目468 飛騨総合庁舎内 TEL 0577-33-1111 FAX 0577-36-4000
岐阜県外	岐阜県林政部 県産材流通課	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8487 FAX 058-278-2705

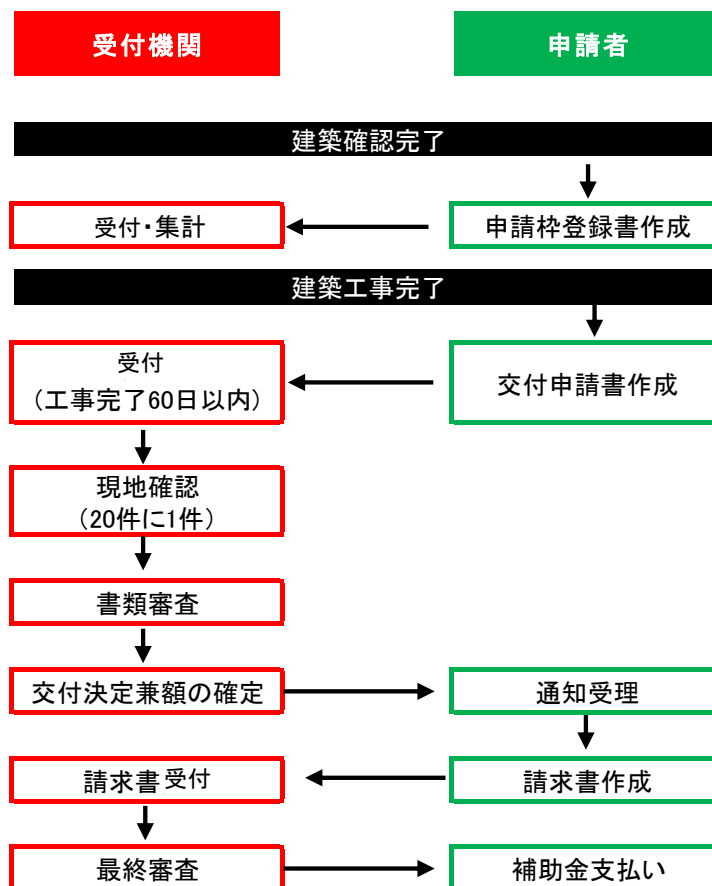
Q 2 8 申請枠登録の申込みから補助金交付までのおおまかな流れを教えてください。

大まかな流れは下記のフロー図のとおりになります。

タイプによって、受付機関は異なりますが、事業の流れは同様です。

※交付申請受付から補助金の振り込みまでおおよそ4カ月程度かかります。

【フロー図】



Q 2 9 現地確認の日程はどのように決まるのでしょうか？

補助金の「交付申請書」が提出された後、現地確認の対象となった方へは、受付機関（農林事務所または県産材流通課）から電話連絡し、現地確認日を決定させていただきます。

現地確認の所要時間は30分程度を予定しています。すみやかな確認に御協力願います。

（※注）確認は土日、祝日及び12月29日～1月3日は実施しません。

Q 3 0 補助住宅としての選定はどのように行われるのでしょうか？

申込みの内容及び、補助要件（性能表示材の使用量、内装材等の使用面積など）に適合しているものについて、次の方法により選定します。

② 先着順とします。（申請枠登録申込者も含む）

②募集棟数又は予算の上限に達した日に複数の受付があった場合、同日に受付をしたすべての中から抽選によって補助住宅を選定します。

Q 3 1 補助金の申請に際して、提出した書類に虚偽の事項を記載、その他不正の行為をした場合、どんな処分があるのでしょうか？

補助金の交付を受けることができなくなります。また、補助金の交付を受けている場合は、施主の方から補助金を返還していただくことになります。

Q 3 2 申請書類等の訂正や、内容に変更があった時はどうすればいいのでしょうか？

■申請書類等の訂正

- ・訂正については、訂正印、二重線や修正液等を使用しての修正は認められません。訂正があった場合は新しく作成しなおしてください。（参考資料6 申請書類記入例参照）

■内容の変更

- ・「枠登録申込書」「補助金交付申請書」の内容に変更があったときは、すみやかに申込書を提出した農林事務所（県外新築は県産材流通課）へ連絡をお願いします。

※「枠登録申込書」の内容変更で、以下の場合は「変更届」（様式第8号）の提出が必要です。

- ①補助金申請額が「増」となった場合
- ②国補助金等との「併用の有無が変更」となった場合

【その他】

Q 3 3 県産材を使った家づくりの相談や要望はどこにすればいいのでしょうか？

岐阜県では、県産材を活用した木造住宅に関する相談・要望に応えることのできる建築士の方を「木造住宅アドバイザー」、県産材住宅に関する相談に対応できる工務店・設計事務所の営業担当者等を「木造住宅相談員」として認定しています。

詳しくは、県庁県産材流通課のホームページから御覧ください。
（→『岐阜県木造住宅アドバイザー』『岐阜県木造住宅相談員』で検索）

Q 3 4 ぎふの木で家づくり協力工務店について

県産材を使った家づくりに取り組んだ実績のある工務店等を岐阜県が「ぎふの木で家づくり協力工務店」として認定していますので、御相談ください。

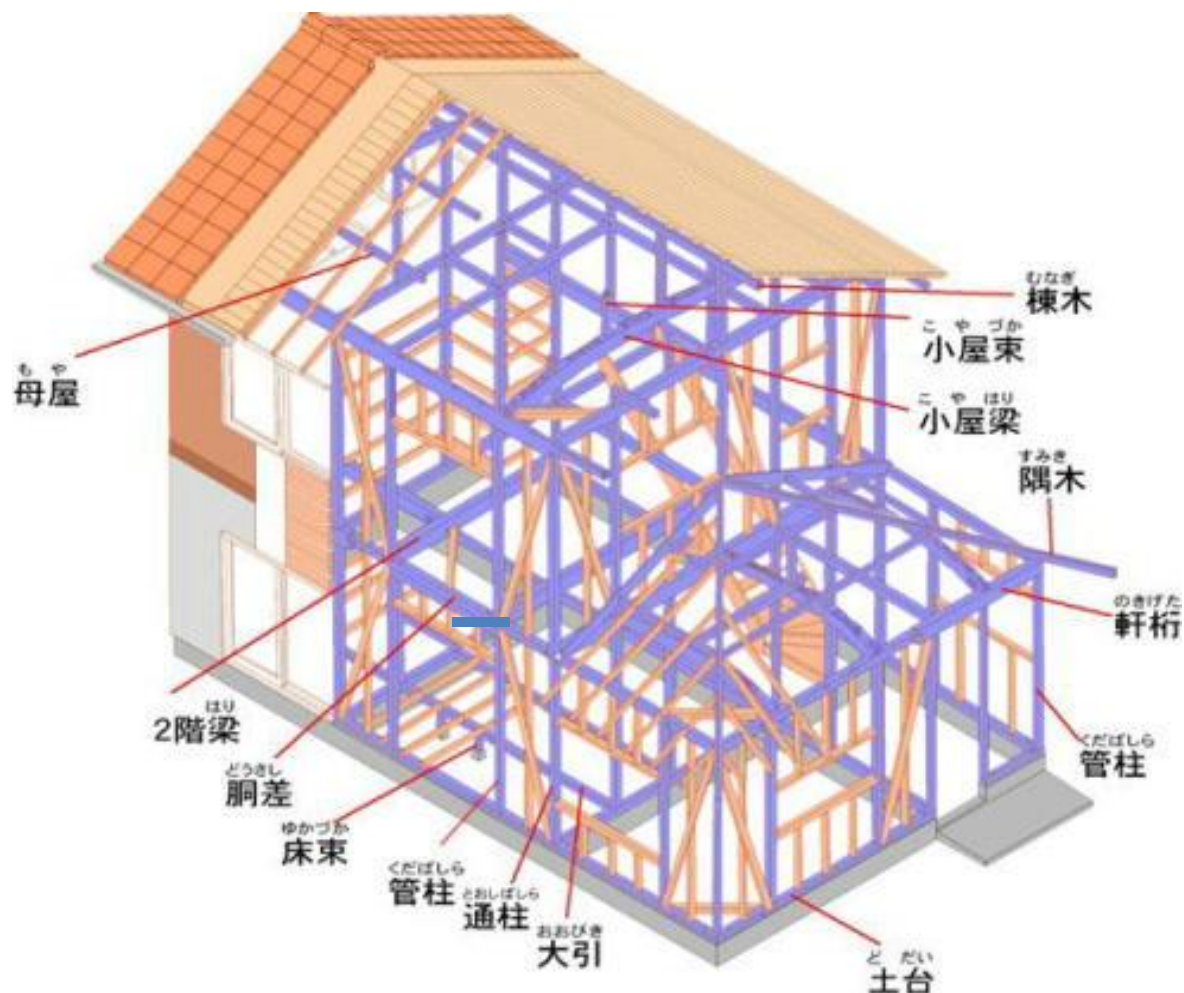
詳しくは、県庁県産材流通課のホームページから御覧ください。
（→『ぎふの木で家づくり協力工務店』で検索）

【参考資料 1】

補助要件の対象となっている部材

構造材（土台、束、大引、柱、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木）

※方杖、火打ち、谷木・山木等も対象



※注 構造材の補助条件に含まないもの
（垂木、根太、鴨居、窓枠、間柱、半柱、合板受け等）

【参考資料 2】

岐阜証明材推進制度の概要

目 的

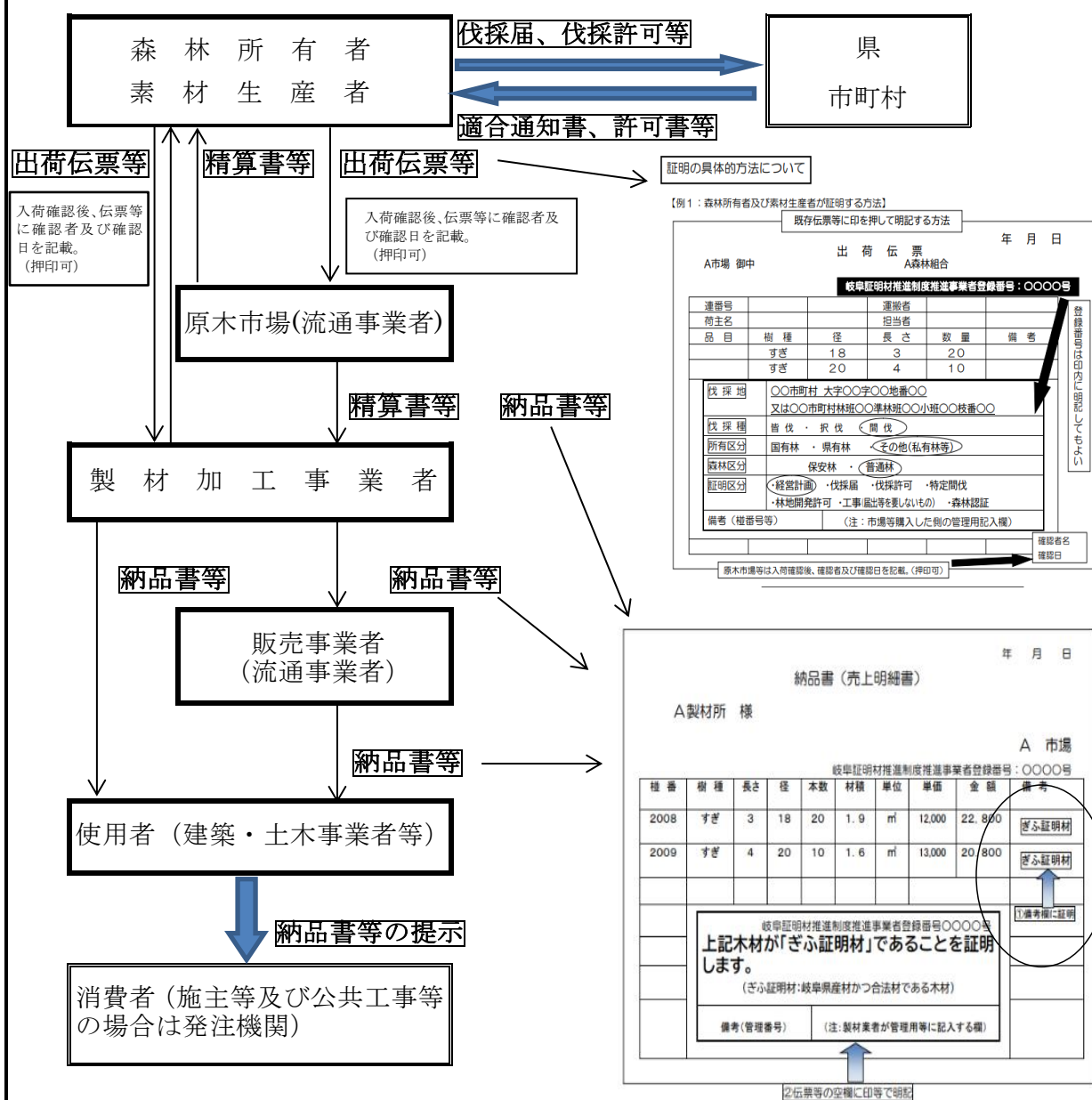
「合法性、生産流通履歴の明確化」及び「消費者が安心できる証明の付与と確認手法の担保」
 岐阜県産材の信頼性の向上による県産材の需要拡大

制度の考え方

生産者から消費者に至るまでの各段階において、販売先に対し、**岐阜県産材であり、合法材である旨（「ぎふ証明材」の明記）**を納品書等に記載し、申し送ることにより消費者が確認できる。

- ・ 県産材：岐阜県に所在する森林から生産された木材
- ・ 合法材：森林法及びその他関係の法令に照らし、適切な手続きで伐採された木材

証明の流れ

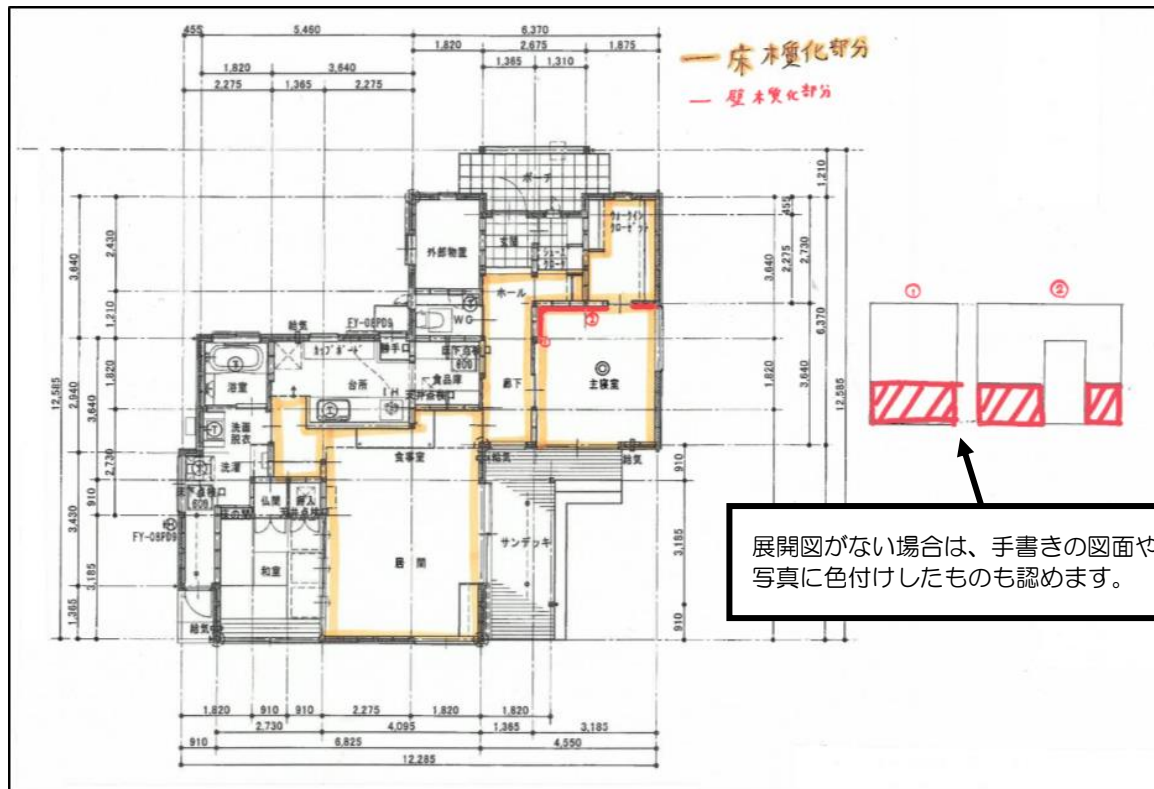


【参考資料 4】

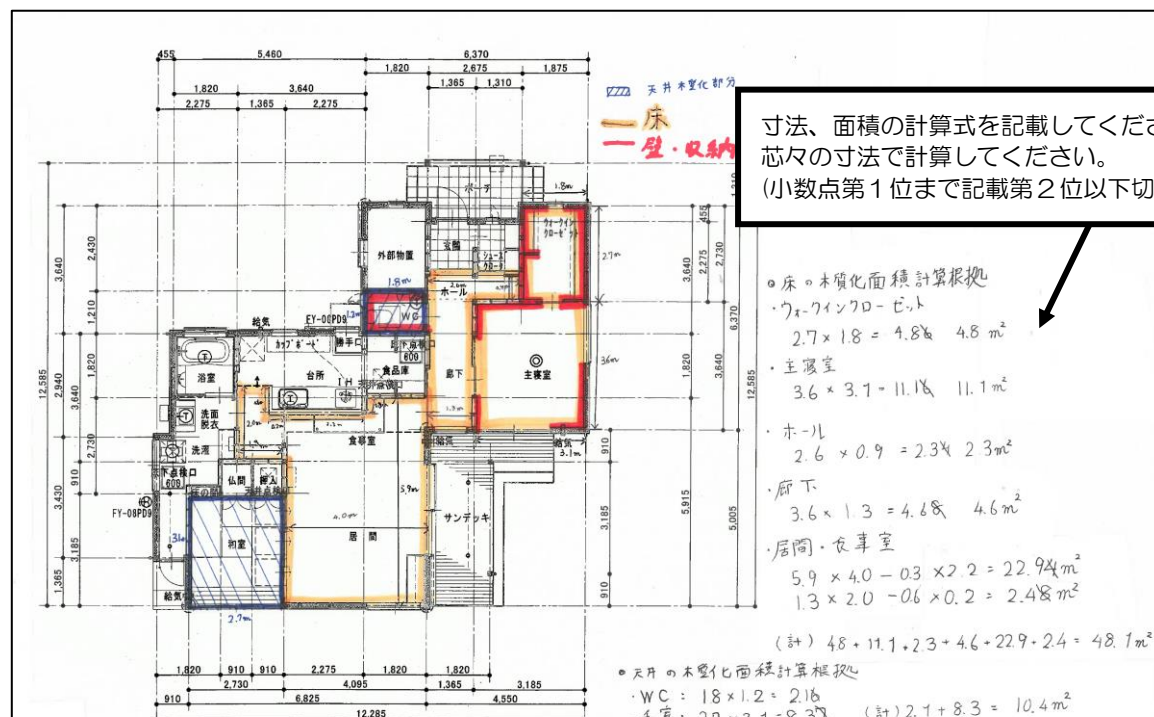
内装木質化した箇所が分かる図面

(例 1) 床・壁の木質化を行った場合 (平面図+展開図)

…床・天井の場合は平面図が、壁の場合は平面図+展開図が必要になります。



(例 2) 面積計算式の記載例



内装木質化の対象面積とする部分

写真①



天井板（対象）

廻縁も「ぎふ証明材」の場合は、対象面積に含めることができます。

写真②



写真③



写真④



手すり（対象外）

【参考資料6】申請書類記入例

様式第1号（補助住宅申請枠登録申込書）

◆記入しない

受付番号 枠
受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申請枠登録申込書

申込日：令和7年4月20日

岐阜県知事 様

【申込者】〒500-5708
住 所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号
ふりがな ぎふ たろう
氏 名 岐阜 太郎
連絡先(電話番号) 058-272-8487

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金実施要領（以下「要領」という。）第5条第2項の規定に基づき、補助住宅申請枠登録を受けたいので、下記のとおり申込みます。

記

1 住宅概要	建築場所	岐阜県 岐阜市 町 村 藪田南5丁目14番53号	
	工事完了予定	令和7年8月見込	
	住宅の仕様	木造 ① 平屋建て ② 2階建て ③ 3階建て ※該当する番号に○をつけてください	
		延べ床面積（住宅の部分の面積） 123.45 m ²	
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号	県流建設 【住所】大垣市江崎町422-3 【電話番号】0584-73-1111	
(問い合わせ先)	担当者：県流 太郎 (TEL:090-0000-0000)		
2 申請予定内容	併用の有無(国補助金等)	併用あり ・ 併用なし	
	事業タイプ	県内新築タイプ ・ 県外新築タイプ ※該当するものに○をつけてください。	
	補助金申請額 ※併用なし(⑤+⑥) ※併用あり(⑤+⑥)×0.55	159,000 円 ※1,000円未満切り捨て	
	【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入) ②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て		
	項 目	内 容	数量・金額
	①構造材 総使用量 (A)		14.8197 m ³
	②構造材 県産材率 (B) ÷ (A)	(県産材率80%以上であること)	88.4 %
③構造材 性能表示材等使用量(B)	13.1120 m ³ ×20,000円/m ³	262,240 円	
④内装材 ぎふ証明材使用面積	11.3 m ² ×2,000円/m ²	22,600 円	
⑤補助金額 小計③+④	補助金上限額 県内新築300,000円 県外新築200,000円	284,840 円	
⑥内装材性能表示材等加算 性能表示材等使用面積 ※県内新築タイプのみ対象	11.3 m ² ×400円/m ² ※加算額上限20,000円	4,520 円	
計 (⑤+⑥)		289,360 円	

※併用ありの計算の仕方
⑤+⑥ 289,360 円
289,360×0.55=159,148
千円未満切り捨て→159,000 円

「内装材使用面積計算書」の
補助対象面積と同じ数字

	県産材住宅PR 実施予定内容	(県外新築タイプ申込予定者のみ記入) 構造見学会 ・ 完成見学会 ・ 広報 (ホームページ, SNS等) 実施予定: 年 月
	【誓約事項】申請枠登録にあたり、下記の事項を誓約します。 補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 【同意事項】申請枠登録にあたり、下記の事項に同意します。 ・本申請により県が入手する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。	
3 誓約・同意事項	<申込者> 署名 岐阜 太郎	

県外新築タイプの申込者は記入してください

◆申込者（施主）が直筆で記入すること
 ※誓約・同意事項の内容を必ずお読みの上ご署名ください

◆訂正印・二重線・修正液等での修正は認められません
 訂正の際はもう一度書き直してください

◆記入しない

受付番号

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書(県内)

申請日: 令和7年8月10日

岐阜県知事 様

【申請者】〒500-5708

住 所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号

ふりがな ぎふ たろう
氏 名 岐阜 太郎

連絡先(電話番号) 058-272-8487

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、補助金交付を

◆振込先口座の名義と申請者名は原則一致させること
※連名で申請する必要はありません
※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

1 住宅概要

建築場所

岐阜県 岐阜市一町村
藪田南5丁目14番53号

工事完了日

令和7年8月8日

<工事完了日の定義>

完了検査(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項)が必要な建物は、検査済証交付日とします。
完了検査が不要な建物は、工事完了報告書(様式第6号)等に記載された工事完了日とします。

住宅の仕様

木造 ① 平屋建て ② 2階建て ③ 3階建て

※該当する番号に○をつけてください

延べ床面積(住宅の部分の面積) 123.45 m²

工事施工者名

県流建設

・住所

【住所】大垣市江崎町422-3

・電話番号

【電話番号】0584-73-1111

(問い合わせ先)

担当者: 県流 太郎 (TEL: 090-0000-0000)

※併用ありの計算の仕方
⑤+⑥ 289,360 円
289,360×0.55=159,148
千円未満切り捨て→159,000 円

併用の有無(国補助金等)

併用あり ・ 併用なし

補助金申請額

※併用なし(⑤+⑥)

※併用あり(⑤+⑥)×0.55

159,000 円

※1,000円未満切り捨て

2 申請内容

【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。

①③の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入)

②④⑥の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て)

金額は1円未満切り捨て

項 目	内 容	数量・金額
①構造材 総使用量(A)		14.8197 m ³
②構造材 県産材率(B)÷(A)	(県産材率80%以上であること)	88.4 %
③構造材 性能表示材等使用量(B)	13.1120 m ³ ×20,000円/m ³	262,240 円
④内装材 ぎふ証明材使用面積	11.3 m ² ×2,000円/m ²	22,600 円
⑤金額 小計③+④	補助金上限額300,000円以内の額	284,840 円
⑥内装材 性能表示材等使用面積	11.3 m ² ×400円/m ² ※加算額上限20,000円	4,520 円
計(⑤+⑥)		289,360 円

「内装材使用面積計算書」の
補助対象面積と同じ数字

3 申請枠登録の有無	申請枠登録： 有 ・ 無																																													
4 誓約・同意事項	【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。 ・ 構造物、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・ 要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用することを誓約します。 ・ 要領第9条の規定により補助金交付申請後に現地確認の対象となった際は、現地確認立会い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・ 国補助金等との併用の有無に偽りがなく、また、これに変更があった場合は変更届を提出することを確認し、誓約します。 【同意事項】補助金交付申請により県に提出する書類に同意します。 ＜申請者＞ ◆申込者（施主）が直筆で記入すること。 ※誓約・同意事項の内容を必ずお読みの上ご署名ください 署名 岐阜 太郎																																													
5 振込先口座	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">金融機関名</th> <th style="width: 15%;">預金種別</th> <th style="width: 20%;">金融機関コード</th> <th style="width: 35%;">店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ぎふ森林 ぎふ森林 組合</td> <td>銀行 普通 当座</td> <td>0 1 1 1</td> <td>2 2 2</td> </tr> <tr> <td>支店 支所 出張所</td> <td colspan="2">口座番号（右詰記入）</td> </tr> <tr> <td>県庁</td> <td>3 その他 ()</td> <td>0 1 2 9</td> <td>8 7 6</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。濁点は1文字として記入してください。</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>ナ</td> <td>キ</td> <td>”</td> <td>フ</td> <td>タ</td> <td>ロ</td> <td>ウ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番	ぎふ森林 ぎふ森林 組合	銀行 普通 当座	0 1 1 1	2 2 2	支店 支所 出張所	口座番号（右詰記入）		県庁	3 その他 ()	0 1 2 9	8 7 6	氏 名										口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。濁点は1文字として記入してください。										カ	ナ	キ	”	フ	タ	ロ	ウ		
金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番																																											
ぎふ森林 ぎふ森林 組合	銀行 普通 当座	0 1 1 1	2 2 2																																											
	支店 支所 出張所	口座番号（右詰記入）																																												
県庁	3 その他 ()	0 1 2 9	8 7 6																																											
氏 名																																														
口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。濁点は1文字として記入してください。																																														
カ	ナ	キ	”	フ	タ	ロ	ウ																																							

◆通帳に複数の店舗名の記載がある場合は、取引店舗名を記載すること

＜振込先口座記載時の注意事項＞

①振込先口座の名義は、原則申請者本人と一致していること

※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可

※申請者名と別の口座に振り込みたい場合、連名で申請する場合は、委任状の提出が必要です。
(振込先はどちらか1名の口座を記入すること)

②定期預金口座は、振込先口座に指定しないこと

③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)

「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

◆訂正印・二重線・修正液等での修正は認められません
訂正の際はもう一度書き直してください

◆記入しない

受付番号 県外

受付年月日

ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅申込書 兼補助金交付申請書(県外)

申請日：令和7年5月20日

岐阜県知事 様

【申請者】〒470-XXXX

住 所 愛知県〇〇市XXXXXXXX XX丁目X

ふりがな ぎふ たろう

氏 名 岐阜 太郎

連絡先(電話番号) 090-XXXX-XXXX

岐阜県が実施する、ぎふの木で家づくり
1項の規定に基づき、補助金交付を受ける

◆振込先口座の名義と申請者名は原則一致させること

※連名で申請する必要はありません

※申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は委任状が必要です

1 住宅概要	建築場所	愛知県 〇〇市-町-村 △△町XX-XXX	
	工事完了日	令和7年 5 月 10 日 <工事完了日の定義> 完了検査(建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項)が必要な建物は、検査済証交付日とします。 完了検査が不要な建物は、工事完了報告書(様式第6号)等に記載された工事完了日とします。	
	住宅の仕様	木造 ① 平屋建て ② 2階建て ③ 3階建て ※該当する番号に○をつけてください 延べ床面積(住宅の部分の面積) 123.45m ²	
	工事施工者名 ・住所 ・電話番号	県流建設 【住所】大垣市江崎町422-3 【電話番号】0584-73-1111	
	(問い合わせ先)	担当者： 県流 太郎 (TEL: 090-0000-0000)	
2 申請内容	併用の有無(国補助金等)	併用あり ・ 併用なし	
	補助金申請額 ※併用なし(⑤+⑥) ※併用あり(⑤+⑥)×0.55	103,000 円 ※1,000円未満切り捨て	
【内訳】当補助金の交付を受けようとする県産材使用量を記載し、補助金申請額を計算してください。 ①③の数量は小数点以下第4位まで表示(第5位以下四捨五入) ②④の数量は小数点以下第1位まで表示(第2位以下切り捨て) 金額は1円未満切り捨て			
項 目		内 容	数量・金額
① 構造材 総使用量(A)			8.5821 m ³
② 構造材 県産材率(B) ÷ (A)		(県産材率80%以上であること)	100 %
③ 構造材 性能表示材等使用量(B)		8.5821 m ³ ×20,000円/m ³	171,642 円
④ 内装材 ぎふ証明材使用面積		8.5 m ² ×2,000円/m ²	17,000 円
計(③+④) 補助金上限額200,000円以内の額			188,642 円

※併用ありの計算の仕方
⑤+⑥ 188,642 円
188,642×0.55=103,753
千円未満切り捨て→103,000 円

「内装材使用面積計算書」の
補助対象面積と同じ数字

3 申請枠登録の有無	申請枠登録： 有 ・ 無																																																							
4 誓約・同意事項	【誓約事項】補助金申請にあたり、下記の事項を誓約します。 ・構造材、内装材に対する県の他の補助金又は利子補給と併用しないことを確認し、誓約します。 ・要領第3条の規定に定められた木材使用量以上県産材を使用したことを誓約します。 ・要領第9条の規定により現地確認の対象となった際は、現地確認の立ち合い等県に全面的に協力することを誓約します。 ・国補助金等との併用確認し、誓約します。 【同意事項】補助住宅 ・本申請により県が入する個人情報に関し、本補助事業の目的の範囲内で使用することに同意します。 <申請者> 署名 岐阜 太郎																																																							
5 振込先口座	<table border="1"> <thead> <tr> <th>金融機関名</th> <th>預金種別</th> <th>金融機関コード</th> <th>店番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぎふ森林銀行 金庫組合</td> <td>※該当番号を○で囲む 普通</td> <td>0 1 1 1</td> <td>2 2 2</td> </tr> <tr> <td>県庁支店 支所出張所</td> <td>2 当座 3 その他 ()</td> <td colspan="2">口座番号(右詰記入)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0 1 2 9</td> <td>8 7 6</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="13">口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。濁点は1文字として記入してください。</td> </tr> <tr> <td>カナ</td> <td>キ</td> <td>”</td> <td>フ</td> <td></td> <td>タ</td> <td>ロ</td> <td>ウ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番	ぎふ森林銀行 金庫組合	※該当番号を○で囲む 普通	0 1 1 1	2 2 2	県庁支店 支所出張所	2 当座 3 その他 ()	口座番号(右詰記入)				0 1 2 9	8 7 6	氏 名													口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。濁点は1文字として記入してください。													カナ	キ	”	フ		タ	ロ	ウ					
金融機関名	預金種別	金融機関コード	店番																																																					
ぎふ森林銀行 金庫組合	※該当番号を○で囲む 普通	0 1 1 1	2 2 2																																																					
県庁支店 支所出張所	2 当座 3 その他 ()	口座番号(右詰記入)																																																						
		0 1 2 9	8 7 6																																																					
氏 名																																																								
口座名義人通帳のカナ名義を記入してください。姓と名の間は1字空けてください。濁点は1文字として記入してください。																																																								
カナ	キ	”	フ		タ	ロ	ウ																																																	

◆通帳に複数の店舗名の記載がある場合は、取引店舗名を記載すること

<振込先口座記載時の注意事項>

①振込先口座の名義は、原則申請者本人と一致していること

※会社名等事業者の名義の口座には振り込み不可

※申請者名と別の口座に振り込みたい場合、連名で申請する場合は、委任状の提出が必要です。

(振込先はどちらか1名の口座を記入すること)

②定期預金口座は、振込先口座に指定しないこと

③(振込先口座がゆうちょ銀行の場合)

「ゆうちょ銀行間の振り込みに使用する記号・番号」ではなく、「ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行へ振り込みをする際に使用する店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

◆訂正印・二重線・修正液等での修正は認められません
訂正の際はもう一度書き直してください

木材使用量計算書

事業タイプ ※該当するものに○	県内新築タイプ
申請者氏名	県流 太郎

◆JAS 製品の場合 JAS 区分を記入
機械等級区分構造用製材
人口乾燥構造用製材
構造用集成材

部材 名称	樹種	規 格			数量 (本)	材 積(m3)		ぎふ証明材最終証明者 会社名・登録番号	性能表示材等認定工場名・番号 又はセンター検査番号
		厚さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)		県産材 (性能表示材等)	左記以外		
土台	桧	12	12	4.0	22	1.2672		(株)〇〇製材 第06〇123号	(株)〇〇製材 第〇〇〇号
大引	桧	10.5	10.5	3.0	7	0.2317		(株)〇〇製材 第06〇123号	(株)〇〇製材 第〇〇〇号
梁・桁	杉	12	12	3.0	5	0.2160		(株)〇〇製材 第06〇123号	(株)〇〇製材 第〇〇〇号
梁・桁	米松	15	39	6.0	2		0.7020		
梁・桁	杉	12	33	4.0	2	0.3168		県流産業(株) 第08〇26号	(株)〇〇製材 第〇〇〇号
梁・桁	杉	12	33	3.0	1	0.1188		県流産業(株) 第08〇26号	(株)〇〇製材 第〇〇〇号
柱	桧	12	12	3	87	3.7584		(株)〇〇製材 第06〇123号	(株)〇〇製材 第〇〇〇号
.									
計						① 14.5021	② 0.7020		
うちJAS製品使用量						1.2672			
うち、ぎふ性能表示材使用量						13.2349			

JAS
機械化等級区
分構造用製材

◆「ぎふ証明材」を
出荷した最終流証明
者の「会社名」＋
「事業者登録番号」
を記載

◆「性能表示材」
を使用した場合
「認定工場名」＋
「認定番号」又は
「センター検査番号」
を記載

【補助条件の確認】		
構造用木材総使用量（A）	①＋②＝	15.2041 m3
県産材（性能表示材等）使用量（B）	①＝	14.5021m3
県産材（性能表示材等）使用率の確認（B／A）		＝ 95 % ≧ 80 %

- 注） 1 県産材の証明となるもの（岐阜証明材推進制度による伝票の写し等）を5年間保管すること
2 材積は少数点以下5位まで求め、四捨五入し4位まで記載すること
3 補助要件（実施要領第3条に規定）に該当しない県産材は、左記以外欄に記入すること
4 部材名・樹種・規格が同じであっても「ぎふ性能表示材」と「JAS 製品」を混合して記載しないで、分けて別の行に記載すること。
5 性能表示材等が JAS 製品の場合は、性能表示材認定工場の JAS 欄に JAS 製品の区分を記入すること

内装材使用面積計算書

事業タイプ ※該当するものに○					県内新築タイプ・ 県外新築		◆JAS 製品の場合 JAS 区分を記入 機械等級区分構造用製材 人口乾燥構造用製材 構造用集成材							
申請者氏名					岐阜 太郎									

部材名称	樹種	規格			数量 (枚)	内装材使用面積 (m2)		ぎふ証明材 最終証明者 会社名・ 登録番号	性能表示材等認定工場名・認定番号 又はセンター検査番号		使用箇所 (該当箇所に○)		
		厚さ (cm)	幅 (cm)	長さ (m)		うち、性能表示材等 加算面積(m2)	※加算の場合記載		JAS	床	壁	天井	
床板	杉	1.5	30	1.8	80	43.2	43.2	〇〇産業(株) 第 060021 号	〇〇産業(株)第 〇〇〇号			○	
壁板	桧	1	30	0.9	30	8.1	8.1	〇〇産業(株) 第 060021 号	〇〇産業(株)第 〇〇〇号			○	
計						① 51.3	② 51.3						
うち、JAS 製品使用面積													
うち、ぎふ性能表示材使用面積							51.3						

◆規格・枚数を記載するのが難しい場合（例：坪数で納品、塗り壁材を使用）は、内装材使用面積のみの記載で良い

◆「ぎふ証明材」を出荷した最終流証明者の「会社名」＋「事業者登録番号」を記載

◆「性能表示材」を使用した場合、「認定工場名」＋「認定番号」又はセンター検査番号を記載

◆どこに使用した内装材（床・壁・天井）であるか○を付ける

◆補助対象面積計算書

	補助対象面積(m2)
① 内装材使用面積	51.3
② ①のうち、性能表示材等加算面積	51.3

- 注) 1 県産材の証明となるもの（岐阜証明材推進制度による伝票の写し等）を5年間保管すること
- 2 面積は小数点第1位まで記載すること（第2位以下切り捨て）
- 3 部材名・樹種・規格が同じであっても「ぎふ性能表示材」と「JAS 製品」を混合して記載しないで、分けて別の行に記載すること。
- 4 性能表示材等が JAS 製品の場合は、性能表示材等認定工場の JAS 欄に JAS 製品の区分を記入すること。

◆補助の対象となる内装仕上げ材の納品書の合計面積
※面積計算根拠の数字（実際使用した量）でなくてよい

【参考資料 7】 概要書（様式第5号）添付写真

「ぎふの木で家づくり支援事業補助住宅概要書（様式第5号）」には、下記の写真の添付が必要になります。

県内新築・県外新築タイプ

- ① 住宅全景写真2枚以上（工事完了後、別の角度から撮影したもの）
- ② 内部写真2枚以上（工事完了後のもの）
- ③ 県産材使用状況が分かる写真（梁、桁、土台、柱等）4枚以上（各1枚以上）
- ④ 内装工事実施個所の写真（※内装材の補助を申請する場合）2枚以上

■添付写真の例

（例）柱



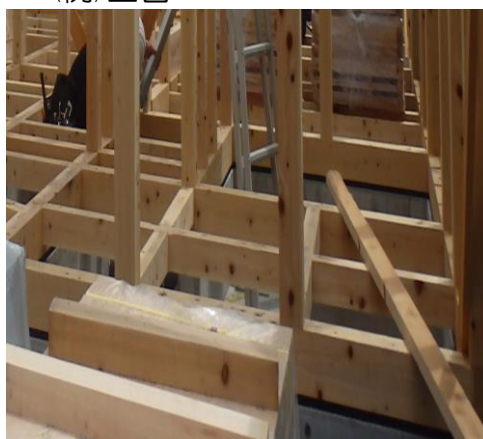
（例）梁・桁



（例）梁・桁・柱



（例）土台



＜備考＞

- ・住宅全景および住宅内部は、工事完了後に撮影してください。
- ・県産材使用状況が分かる写真とは、構造部材が見える段階で撮影してください。
（梁・桁・柱・土台の木材が確認できる上棟前後推奨）
※工事看板、メジャー等は不要です。
- ・写真のサイズは問いません。A4用紙1枚に4枚程度の写真をまとめてください。

お問い合わせ先

岐阜県林政部 県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係

電話 058-272-8487 (直通)

FAX 058-278-2705

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁14階

インターネット検索で

ぎふの木で家づくり

検索



クリック

ホームページ
はこちらから

